

大井町生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化を促進するため、一般家庭から排出される生ごみの自己処理を行う電気式生ごみ処理機又は生ごみ処理容器（以下「処理機器等」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 電気式生ごみ処理機 微生物の利用又は機械的な動作により生ごみ等を脱水し、発酵し、減容化し、又は堆肥化することを目的として製造された生ごみ処理機で、町長が認めるものをいう。
- (2) 生ごみ処理容器 土中の微生物などの力で生ごみを発酵分解し、堆肥とするため土の上に容器を設置し、生ごみと土を交互に入れる容器で、町長が認めるものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、現に居住している者
 - (2) 継続的に処理機器等から生じる堆肥、減容物等を適正に自己処理できる者
 - (3) 町税等に滞納がないこと。
- 2 処理機器等の補助対象数は、1世帯につき1台までとする。ただし、生ごみ処理容器については、1世帯2台までとする。
- 3 この補助金を受け設置した処理機器等を買替えようとするときは、電気式生ごみ処理機にあつては7年以上、生ごみ処理容器にあつては5年以上経過し、使用不能と認められた場合に限り、補助の対象とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、購入金額（稼働時に最低限必要で、本体と一括購入した基本材や微生物等の購入代金及び消費税を含む。ただし、運搬、設置、保証費は含まない。）の2分の1とし、補助限度額は30,000円とする。

- 2 前項の規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、購入後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 購入した処理機器等の領収書の写し

- (2) 購入した処理機器等のカタログ
 - (3) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、大井町生ごみ処理機器等購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者は、速やかに補助金請求書（第3号様式）に補助金交付決定通知書の写しを添えて町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により請求があった場合は、補助金を交付するものとする。

(購入後の調査、報告)

第9条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要と認めたときは、当該補助金を受けた者に対し、必要な指示を行い、若しくは報告を求め、又は職員に調査させることができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、規則第10条及び第11条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、返還させることができる。

- (1) この補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為があったとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。